

広島県・島根県観光連携協議会富裕層向けツアー造成及び販売等業務  
公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県・島根県観光連携協議会（以下「協議会」という。）において、広島・島根両県（以下「両県」という。）の魅力ある観光素材を活用して広域周遊を促進する旅行商品の造成及び販売を行う。特に、個人旅行の中でも富裕層向けの体験ツアーを造成、販売することで、両県を周遊する消費単価の高い観光客の増加を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「広島県・島根県観光連携協議会富裕層向けツアー造成及び販売等業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 予算額

6,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和5年8月15日（火）午後5時15分（必着）

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和5年8月23日（水）午後5時15分（必着）

(3) 上記（2）に対する回答日等

令和5年8月24日（木）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。但し、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

〒730-0011 広島市中区基町5番44号 広島商工会議所ビル8階  
一般社団法人広島県観光連盟（HIT）（広島県・島根県観光連携協議会事務局）

② 提案書提出期限

令和5年8月28日（月）午後3時00分（必着）

③ 提出書類

「広島県・島根県観光連携協議会富裕層向けツアー造成及び販売等業務委託企画提案書作成要領」による

(5) 別記様式第1号「公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

（ア） 別記様式第2号「企業・団体の概要」

- (イ) 同種・類似の業務に関する実績表
- (ウ) 印鑑証明書：受付日前3か月以内に発行された正本
- (エ) 登記事項証明書：受付日前3か月以内に発行されたものの写し
- (オ) 財務諸表：最新決算年度の貸借対照表、損益計算書
- (カ) 納税証明書：最新決算年度の確定申告の法人税、法人事業税の納税証明書の写し  
本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の写し

※ ただし、令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「56A 広告・広報」及び「57H 旅行代理及び旅行業」の資格を認定されている者であれば、(ウ)～(カ)の提出は不要である。

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
  - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、広島県及び島根県に対して通報することがある。
  - ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (6) 仕様書について
- ① 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書に対する質問書提出期限」までに、別記様式第3号「仕様書等に対する質問書」により提出すること。
  - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
  - ② 上記の通知を受けた者は、広島県・島根県観光連携協議会に対してその理由説明を求めることができる。
  - ③ この説明を求める場合は、令和5年9月1日(金)までに、その旨を記載した書類を提出すること。
  - ④ 上記に対する回答は、令和5年9月4日(月)までに、書面により行う。
- (8) 支払条件  
精算払い。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について  
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、広島県及び島根県に対して通報することがある。
- (12) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。

- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に、提案書の提出者に無断で使用しないものとする。  
ただし、広島県観光連盟情報公開規程に基づき公開する場合には、使用することがある。

### 3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

一般社団法人広島県観光連盟公募型プロポーザル事務処理要領に準じて執行する。

(2) 契約事項に関する規程

一般社団法人広島県観光連盟財務規程に基づき執行する。

### 4 添付書類

- 公告の写し
- 様式第 1～3 号
- 契約書（案）
- 仕様書
- 作成要領
- 評価基準

<p>【問い合わせ先】 一般社団法人広島県観光連盟（HIT） 担当 福田 電話 082-221-6516</p>
--